

環境レポート (第1号)

発行日 : 令和4年12月28日
発行元 : 野洲市環境経済部環境課
「野洲市事業所環境保全推進事業」
電話 : 077-587-6003

野洲市では、平成21年度より「**野洲市事業所環境保全推進事業**」を推進しています。

この事業の一環として、市内事業所の環境担当者が、環境関連法令の制定・改正や環境管理の技術等を取得されて、環境関連法令の遵守や事業所周辺の環境保全等に積極的に取り組んで頂いております。

本号では、今年に改正された主な法規制について、要約を紹介します。事業所の環境担当においては、事業者内で適用の有無を点検して頂き、法規制遵守の確認をして頂きますようお願いいたします。

・国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針 令和4年3月29日改正

1. 「2050年カーボンニュートラル」を目指し、2030年度に温室効果ガスを 2013年度から46%削減することを目指し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくことを宣言
2. 地球温暖化対策の推進に関する法律で、「温室効果ガスの排出削減」に改訂された。
3. 滋賀県CO2ネットゼロ社会づくりの推進に関わる条例 令和4年4月1日施行
滋賀県CO2ネットゼロ社会づくりの推進に関わる条例を全面改訂
・2050年の温室効果ガス排出量実質ゼロを目指すことが示された。

・水質汚濁防止法 暫定排水基準 令和4年5月17日改正

1. ほう素及びその化合物
旅館業：一リットルにつき、ほう素500mg以下の温泉を利用するものに限る
許容限度：300mg以下 (現行 500mg/L 以下)
旅館業：一リットルにつき、ほう素500mgを超える温泉を利用するものに限る
許容限度：500mg以下 (現行通り)
2. アンモニア、アンモニア化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
畜産農業 許容限度：300mg以下
(水濁法施行令別表第1第1号のニロ 現行 500mg以下)
許容限度：400mg以下
(水濁法施行令別表第1第1号のニイ 現行 500mg以下)

・水質の環境基準の改正 令和4年4月1日

1. 六価クロム 環境基準値：0.02mg/L 以下 (現行 0.05mg/L 以下)
2. 大腸菌数 大腸菌群数が大腸菌数の変更

・大気汚染防止法 解体等工事に係る規制強化 [令和4年4月1日施行](#)

1. 改正の趣旨

国民の健康の保護及び生活環境の保全のため、建築物等の解体等工事に伴う石綿の飛散防止を徹底することを目的とする。

1 特定建設材料の範囲の拡大 [令和3年4月1日施行](#)

石綿を含有する成形板、セメント管、押出成形品のほか「建築物用仕上塗材」が追加された。(通称 レベル3建材が規制対象に追加)

2 石綿事前調査の対象等 [令和3年4月1日施行](#)

「建築物」 すべての建築物をいい、建築物に付帯するガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙、汚水処理の設備等を含む。

「工作物」 「建築物」以外のものをいい、煙突、サイロ、鉄骨架構、上下水道等の地下埋蔵物、ボイラー、非常用発電設備、エレベーター、エスカレーター、反応槽、貯蔵設備、発電設備、焼却設備等。

3 石綿事前調査に係る義務 [令和3年4月1日施行](#)

「解体等工事」で、一定の知見を有する者による、事前調査に関する記録の作成・保存、事前調査結果の報告等が義務付けされた。

4 一定規模以上の解体等工事における石綿事前調査結果報告の義務。

[令和4年4月1日施行](#)

5 事前調査結果の報告が必要な工事。(一定規模以上)

(解体工事)

・建築物を解体する作業を伴う建設工事で、当該作業の対象となる床面積の合計が 80 m²以上であるもの

(改造・補修工事)

・工作物を解体し改造し、又は補修する作業を伴う建設工事で、当該作業の請負金額の合計額が 100 万円以上であるもの

6 全ての解体等工事における石綿事前調査に事前調査に必要な知識を有する資格者による実施が義務化。 [令和5年10月1日施行](#)

・ 一般建築物石綿含有建材調査者 (一般調査者)

・ 特定建築物石綿含有建材調査者 (特定調査者)

・ 一戸建て等石綿含有建材調査者 (一戸建て等調査者)

・大気汚染防止法 ボイラーの一部要件除外 令和4年10月1日施行

1. ばい煙発生施設の対象施設であるボイラーの規模要件で、伝熱面積が10㎡以上が除外された。（バーナーの燃焼能力が重油換算1時間当たり50リットル以上は、従来通り、但し「バーナーの燃焼の燃焼能力」から「燃焼の燃焼能力」に改正されたことからバーナーを保有しないボイラーにも適用）

・土壌汚染対策法 一定規模以上の土地の形質の変更の届出

令和4年7月1日施行

1. 土地の形質の変更をしようとする者が当該土地の所有者等でない場合にあつては
登記事項証明書その他当該土地の所有者等の所在が明らかとなる書面（従来は土地所有者の同意書）

・フロン排出抑制法 解体工事時の措置 令和2年4月1日施行

1. 解体等工事
 - 1 建築物等を解体する場合、業務用空調機・冷凍冷蔵機器の有無を事前確認し、その結果を書面で発注者に説明 → その書面の写しを3ヶ年間保存
 - 2 フロン類の回収を充填回収業者に依頼
 - 3 フロン類が回収されていることを確認し機器を引渡し（引取証明書の写しを交付）
 - 4 フロン類の回収が証明できない機器は、引取ってもらえません
 - 5 フロン類をみだりに放出した場合、1年以下の懲役または50万円以下の罰金
2. 第一種特定製品の点検 点検・記録の保存 令和2年4月1日改正（再掲）
 - 1 業務用第一種特定製品は、空調機、冷凍・冷蔵機器、建設重機、チラー、スポットクーラー等、（家庭用エアコンは除外）
 - 2 全ての第一種特定製品は、3ヶ月に1回の簡易点検が義務付け
 - 3 7.5KW～50KWの第一種特定製品は、3年に1回の定期点検が義務付け
 - 4 50KW以上の第一種特定製品は、1年に1回の定期点検が義務付け
 - 5 点検記録は、廃棄後3年間保存が義務付け

・**振動規制法** 圧縮機の除外 [令和4年12月1日施行](#)

1. 圧縮機が特定施設から除外された。

→ 但し一定の限度を超える大きさの振動を発生しないものとして環境大臣が指定するものは、規制対象外とされた

。

・**PRTR法** 対象物質の変更 [令和5年4月1日施行](#)

1. PRR法の対象物質が変更された。(詳細は、PRTR法にて)

- ① 第1種指定化学物質 462物質 → 515物質
うち特定第1種指定化学物質 15物質 → 23物質
- ② 第2種指定化学物質 100物質 → 134物質
除外されたもの164物質(第1種86物質、第2種78物質)

・**廃棄物の適正処理および清掃に関する法律**

産業廃棄物管理票交付等状況報告書の電子報告 [令和4年4月1日](#)

- 1 産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出がオンラインで受付
- 2 送付先: 滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課廃棄物対策室廃棄物指導係
- 3 紙提出: 可能
- 4 提出期間: 毎年4月1日から6月30日
- 5 電子マニフェスト: 提出不要